

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第五十三号

一九六七年

七月四日

目次

規則

○ 予算決算及び会計規則の一部を改正する規則(規則第六十六号)

1

告示

○ 建築用ブロック生産業者登録について(告示第二百五十一号―第二百六十七号)

2

総務局事項

○ 総務局職員定数規程の一部を改正する訓令(総務局訓令第四号)

8

農林局事項

○ 一九六八年度民有林造林事業補助金交付申請書提出期限変更について(農林局告示第五号)

9

建設局事項

○ 建設局職員定数規程の一部を改正する訓令(建設局訓令第三号)

9

警察局長事項

○ 道路交通法による行政処分の職関について(警察局告示第三十六号)

12

○ 風俗営業等取締法による行政処分の職関について(警察局告示第三十五号)

12

私立大学委員会事項

○ 財団法人嘉数学園の組織変更認可について(私立大学告示第七号)

12

○ 私立大学委員会委員の辞職及び後任任命について(私立大学告示第八号)

13

琉球電信電話公社事項

○ 国際電信電話営業規則の一部改正について(琉電々々告示第二十一号)

13

公 告

○ 地籍図及び地籍簿の閲覧公告

13

○ 肥料登録有効期間更新について

14

正 誤

○ 戸籍法施行規則の一部を改正する規則中訂正

14

規 則

規則第六十六号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則(一九五四年規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 年金の類は、支払期日の属する年度

第四条中「翌年度の八月三十一日まで小切手を振り出す」を「翌年度の八月三十一日まで、小切手を振り出し又は政府金振替書を発する」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

三 政府金内において移換による才入金の受入をするとき

第三十二条第一項を次のように改める。

各府の長は、会計法第五条第一項の規定により、その所掌の才入の徴収に関する事務を委任する場合には、法令に特別の定めがある場合を除く外、

各都府(立法院事務局、上訴裁判所事務局、各局、地方庁、検察庁、会計検査院事務局、人事委員会事務局及び琉球大学をいう。以下同じ。)の長に委任するものとす。但し、各府の長が必要があると認めるときは、各都府局長の以外

の職員に委任することができる。

第三十八条に次の一項を加える。

2 銀行において、政府金振替書により才入金に移換の請求を受けたときは、振替済書を請求者に交付し、振替済の旨を才入徴収官に報告しなければなら

ない。

第五十七条の次に次の一条を加える。

(政府金振替書を発する場合について準用規定)

第五十七条の二 第五十五条、第五十六条本文及び前条の規定は、支出官が、

政府金振替書を発する場合に、これを準用する。

第六十条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 諸謝金

九の二 諸謝金

九の二 諸謝金

九の二 諸謝金

九の二 諸謝金

九の二 諸謝金

第六十三条各号列記以外の部分中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条に次のように加える。

十三 政府が行なう工事又は造林に関連して買収する土地又は土地に定着する物件に関する権利（不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第一条各号に掲げる権利で各庁において同法による登記の嘱託に必要添附書類を取得したものに限る。）の代価

第六十四条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

但し、第三号から第五号までに掲げる経費について概算払をする場合においては、各府の長は、行政主席に協議することを要する。

第六十四条第三号を次のように改める。

三 委託費

四 補助金、負担金及び交付金

五 損害賠償金

第六十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、銀行が政府金振替書の交付を受けた場合に、これを準用する。

第六十八条第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第一項として次のように加える。

第五十八条の二の規定により交付を受けた資金のうち、資金交付の日から一年を経過しまだ支払を終わらない金額に相当するものは、銀行においてその送金を取り消し、これをその取り消した日の属する年度の才入に納付しなければならぬ。

第六十九条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、支出官が会計法第二十七条第二項の場合において、その支払を受けない傷権者又は出納官吏から更に請求を受けた場合に、これを準用する。

第一百十条を次のように改める。

(有価証券等の取扱)

第一百十条 政府の所有に係る有価証券又は各府の長の保管に係る有価証券は、行政主席の定めるところにより、銀行をしてその取扱いをなさせしめることができる。

第一百十一条を次のように改める。

(有価証券等の取扱手続)

第一百十一条 各府の長の保管に係る現金若しくは有価証券又は政府の所有に係る有価証券の取扱手続に関しては、立法又は規則に特別の規定がある場合の外は、行政主席がこれを定める。

第百三十三条中「内政局」を「総務局」に改める。

第百三十四条中「内政局」を「企画局」に改める。

第百三十五条中「各府」を「各部局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第二百五十一号

ブロック品質保全法（一九六一年立法第四十八号）第十五条の規定に基づき建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。

一九六七年七月四日

行政主席 松 岡 政 保

記

- 一 生産業者の氏名 仲宗根 源吉
- 二 生産業者の住所 具志川村字鳥島七四
- 三 事業場の名称 旭ブロック工場
- 四 事業場の所在地 具志川村字鳥島二八
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

名 称	型 式	生産能力	台 数	備 考
伊 都 I P 式	一	六〇〇個	一台	
計			一台	

六 ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登 録 年 月 日	備 考
建築用ブロック	一一二	一九六七年六月一〇日	更 新

告示第二百五十二号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号) 第十五条の規定に基づき
建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。
一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

- 一 生産業者の氏名 松元 通助
- 二 生産業者の住所 仲里村字謝名堂一〇三
- 三 事業場の名称 松元ブロック工場
- 四 事業場の所在地 仲里村字謝名堂一三
- 五 ブロック成形機の能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
松田ノ式		六〇〇個	三台	
計			三台	

六、ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考
建築用ブロック	二一	一九六七年六月一〇日	更新

告示第二百五十三号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号) 第十五条の規定に基づき
建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。
一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

- 一 生産業者の氏名 城間 政徳
- 二 生産業者の住所 コザ市字山内三四一
- 三 事業場の名称 城間ブロック工場

四 事業場の所在地 コザ市字山内三四一

五 ブロック成形機の能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
八幡式		七〇〇個	一台	
計			一台	

六、ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考
建築用ブロック	五八	一九六七年七月一四日	更新

告示第二百五十四号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号) 第十五条の規定に基づき
建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。
一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

- 一 生産業者の氏名 福地 時新
- 二 生産業者の住所 コザ市字越来四九
- 三 事業場の名称 美里ブロック工場
- 四 事業場の所在地 美里村字美里二二一三
- 五 ブロック成形機の能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	五	七〇〇個	一台	
計			一台	

六ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考
建築用ブロック	六四	一九六七年六月一八日	更新

告示第二百五十五号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。

一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

記

- 一 生産業者の氏名 島袋 恒治
- 二 生産業者の住所 伊江村字川平二九一
- 三 事業場の名称 川ブロック工場
- 四 事業場の所在地 伊江村字川平二九一
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	一	六〇〇個	一台	
計			一台	

六ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考
建築用ブロック	一六八	一九六七年六月二〇日	新規

告示第二百五十六号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
土木用間知ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。

一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

記

- 一 生産業者の氏名 上江洲 教盛
- 二 生産業者の住所 具志川村字仲泊一の二二七
- 三 事業場の名称 上江洲間知ブロック工場
- 四 事業場の所在地 具志川村字仲泊九五五の一
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	一	四〇〇個	一台	
計			一台	

六ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考
土木用間知ブロック		一九六七年六月二〇日	新規

告示第二百五十七号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
土木用間知ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。

一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

記

- 一 生産業者の氏名 松元 通助
- 二 生産業者の住所 仲里村字謝名堂一〇三
- 三 事業場の名称 松元ブロック工場
- 四 事業場の所在地 仲里村字謝名堂一三
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	一	四〇〇個	一台	
計			一台	

六 ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考
土木用間知ブロック	二二号のP	一九六七年六月一〇日	新規

告示第二百五十八号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
 建築用ブロック生産業者の変更登録を次のとおり告示する。
 一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

記

- 一 生産業者の氏名 天願 貞徳
- 二 生産業者の住所 具志川村字具志川一三九
- 三 事業場の名称 田原ブロック工場
- 四 事業場の所在地 具志川村字金武湾二七三
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

(新)

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	一	七〇〇個	一台	
光洋式	三〇〇〇	八〇〇個	一台	
計			二台	

(旧)

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	一	七〇〇個	二台	
計			二台	

告示第二百五十九号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
 建築用ブロック生産業者の変更登録を次のとおり告示する。
 一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

記

- 一 生産業者の氏名 赤嶺 保助
- 二 生産業者の住所 豊見城村字翁長五〇
- 三 事業場の名称 (オ) ブロック工場
- 四 事業場の所在地 豊見城村字翁長六四六
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

(新)

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	一	七〇〇個	一台	
光洋式	三〇〇〇	八〇〇個	一台	
計			二台	

(旧)

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	一	七〇〇個	二台	
計			二台	

告示第二百六十号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
 建築用ブロック生産業者の変更登録を次のとおり告示する。

一九六七年七月四日

記

行政主席 松岡政保

- 一 生産業者の氏名 山城 仁立
- 二 生産業者の住所 名護町字名護八五
- 三 事業場の名称 山城ブロック工場
- 四 事業場の所在地 名護町字名護八五
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

(新)				
名称	型式	生産能力	台数	備考
富士式		七〇〇個	一台	
計			一台	

(旧)				
名称	型式	生産能力	台数	備考
松田式		七〇〇個	二台	
計			二台	

告示第二百六十一号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
 建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。

一九六七年七月四日

記

行政主席 松岡政保

- 一 生産業者の氏名 上地 安若
- 二 生産業者の住所 大宜味村字大保一
- 三 事業場の名称 上地ブロック工場
- 四 事業場の所在地 大宜味村字大保六八
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	一型	七〇〇個	一台	
計			一台	

六 ブロックの種類、登録番号及び登録年月日				
ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考	
建築用ブロック	九四	一九六七年六月七日	更新	

告示第二百六十二号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
 建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。

一九六七年七月四日

記

行政主席 松岡政保

- 一 生産業者の氏名 枝川 徳太郎
- 二 生産業者の住所 国頭村字奥間一九五
- 三 事業場の名称 枝川ブロック工場
- 四 事業場の所在地 国頭村字奥間一九五

五ブロック成形機の能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
光洋式	八式	七〇〇個	計 一台	

六ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考
建築用ブロック	九六	一九六七年六月一八日	更新

告示第二百六十三号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。
一九六七年七月四日

記

- 一 生産業者の氏名 古波蔵 清正
- 二 生産業者の住所 恩納村字仲泊七七
- 三 事業場の名称 古波蔵ブロック工場
- 四 事業場の所在地 恩納村字仲泊八七
- 五 ブロック成形機の能力又は台数

行政主席 松岡政保

六ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	一型	六〇〇個	計 一台	

ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考
建築用ブロック	八八	一九六七年七月一〇日	更新

告示第二百六十四号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。
一九六七年七月四日

記

- 一 生産業者の氏名 島袋 松人
- 二 生産業者の住所 今帰仁村字仲宗根二五九
- 三 事業場の名称 今帰仁農協ブロック
- 四 事業場の所在地 今帰仁村字仲宗根二五九
- 五 ブロック成形機の能力又は台数

行政主席 松岡政保

六ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	五型	七〇〇個	計 一台	

告示第二百六十五号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。

一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

記

- 一 生産業者の氏名 徳村 政盛
- 二 生産業者の住所 大宜味村字喜如嘉九八七
- 三 事業場の名称 徳村ブロック工場
- 四 事業場の所在地 大宜味村字喜如嘉九八七
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	一型	七〇〇個	一台	
計			一台	

六 ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考
建築用ブロック	九五	一九六七年七月四日	更新

告示第二百六十七号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。

一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

記

- 一 生産業者の氏名 饒平名 知倫
- 二 生産業者の住所 本部町字渡久地一二の三
- 三 事業場の名称 饒平名ブロック工場
- 四 事業場の所在地 本部町字渡久地七五一
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	五型	七〇〇個	二台	
計			二台	

六 ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考
建築用ブロック	一〇六	一九六七年七月四日	更新

総務局事項

総務局訓令第四号

総務局職員定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一九六七年七月四日

総務局長 志村 恵

総務局職員定数規程の一部を改正する訓令
総務局職員定数規程(一九六六年総務局訓令第五号)の一部を次のように改正する。

総務課 五二人	総務係 三五人
経理係 七人	
秘書係 五人	
青少年係 三人	

総務課 五二人	総務係 三六人
経理係 六人	
秘書係 六人	
青少年係 三人	

行政部 七七人	行政管理局 一二人 行政監察課 一一人 人事課 三三人	管理官 九人 その他 二人 監察官 七人 その他 三人 職員 七人 任用係 九人 給与係 七人 研修係 四人 公務員制度審査官 一人 公務員制度調査官 三人
行政部 七七人	行政管理局 一二人 行政監察課 一一人 人事課 三三人 地方課 二〇人	管理官 七人 その他 四人 監察官 七人 その他 三人 職員 七人 任用係 九人 給与係 六人 研修係 五人 公務員制度審査官 一人 公務員制度調査官 三人 その他 一人 行政係 七人 財政係 四人 財務係 四人 地方行政調査官 四人

に

を

改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

地方課 二〇人	その他 一人 行政係 七人 財政係 四人 財務係 四人 地方行政調査官 四人
------------	---

農 林 局 事 項

農林局告示第五号

林業関係補助金等交付要綱（一九六二年九月十一日経済局告示第十三号）第四別表の規定による民有林造林事業及び樹苗生産事業補助金交付申請書の提出時期を一九六八年度に限り七月三十一日までとする。

一九六七年七月四日

農林局長 嘉 陽 宗 陰

建 設 局 事 項

建設局訓令第三号

建設局職員定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一九六七年七月四日

建設局長 石 垣 賢 忠

建設局職員定数規程の一部を改正する訓令

建設局職員定数規程（一九六七年建設局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表(1)中「内部部局三三八人」を「内部部局三四六人」に

土木建築部 八三人	部	土木課 四三人	課	企・面係 四人 道路係 五人 海岸係 四人 港灣係 四人 用地係 二人	係專門官等	備考	備考
工事部 二二六人		建築設計課 三三人	土木設計課 七〇人	設計第一係 一八人 設計第二係 四人 設計第三係 八人 建築調査官 二人	土木調査官 一人 設計第三係 二四人 設計第二係 二三人 設計第一係 二一人		
土木建築部 七九人		土木課 三九人		企・面係 四人 通路係 四人 海岸係 四人 港灣係 四人 用地係 一七人 建設業係 三人 土木調査官 二人	係專門官等		
部		課		備考	備考		

を

北部建設事務所 一五三人	機 関	庶務課 二人 道路管理課 一〇二人 工事第一課 一四人 工事第二課 一四人	課	宜名真駐在所 一人 辺土名駐在所 一人 大宜味駐在所 一人 東 駐在所 一人 久 志駐在所 一人 宜野座駐在所 一人 屋 部駐在所 一人 本 部駐在所 一人 今婦仁駐在所 二人 羽 地駐在所 一人 伊平屋駐在所 一人	支所出張所等	備考	備考
工事部 二三〇人		建築設計課 三五人	土木設計課 七二人	設計第一係 二〇人 設計第二係 四人 設計第三係 八人 建築調査官 二人	設計第一係 二三人 設計第二係 二三人 設計第三係 二四人 土木調査官 一人		
				建設業係 三人 土木調査官 二人			

別表(2)中「支分部局五〇三人」を「支分部局四九五」に

に

八重山建設事務所 八二人	宮古建設事務所 六一人	南部建設事務所 一三四人	中部建設事務所 八三人
建築課 五人 工事第二課 八人 工事第一課 五六人 庶務課 七人	建築課 五人 工事第二課 六人 工事第一課 三九人 庶務課 六人	工事第二課 一人 工事第一課 二人 工事第一課 七九人 道路管理課 七九人 庶務課 九人	工事第二課 七人 工事第一課 七人 道路管理課 五七人 庶務課 七人
与那国駐在所 一人 祖納駐在所 一人 古見駐在所 一人 川平駐在所 一人 伊原間駐在所 一人	上野駐在所 一人 下地駐在所 一人 城辺駐在所 一人 伊良部駐在所 一人	久米島駐在所 一人 大里駐在所 一人 玉城駐在所 一人 具志頭駐在所 一人 東風平駐在所 一人 三和駐在所 二人 糸満駐在所 一人 南風原駐在所 一人 豊見城駐在所 一人 佐敷駐在所 一人 知念駐在所 一人	浦添駐在所 一人 コザ駐在所 一人 具志川駐在所 一人 読谷駐在所 一人

を

南部建設事務所 一二三人	中部建設事務所 八二人	北部建設事務所 一五一人	機 関
工事第二課 一人 工事第一課 一三人 道路管理課 七六人 庶務課 九人	工事第二課 七人 工事第一課 七人 道路管理課 五六人 庶務課 七人	工事第二課 一四人 工事第一課 一四人 道路管理課 一〇〇人 庶務課 二人	課
東風平駐在所 一人 三和駐在所 二人 糸満駐在所 一人 南風原駐在所 一人 豊見城駐在所 一人 佐敷駐在所 一人 知念駐在所 一人	読谷駐在所 一人 具志川駐在所 一人 コザ駐在所 一人 浦添駐在所 一人	伊平屋駐在所 一人 羽地駐在所 一人 今婦仁駐在所 二人 本部駐在所 一人 屋部駐在所 一人 宜野座駐在所 一人 久志駐在所 一人 東駐在所 一人 大宜味駐在所 一人 刃土名駐在所 一人 宜名真駐在所 一人	支所出張所等
			備 考

八重山建設事務所 七九人	宮古建設事務所 六一人		
庶務課 七人 工事第一課 五三人 工事第二課 八人 建築課 五人	庶務課 六人 工事第一課 三八人 工事第二課 六人 建築課 六人	伊良部駐在所 一人 城辺駐在所 一人 下地駐在所 一人 上野駐在所 一人	具志頭駐在所 一人 玉城駐在所 一人 大里駐在所 一人 久米島駐在所 一人
伊原間駐在所 一人 川平駐在所 一人 古見駐在所 一人 祖納駐在所 一人 与那国駐在所 一人			

改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

警 察 局 事 項

警察局告示第三十六号

道路交通法第九十七条の規定による行政処分について、同法第九十八条に基づき聴聞を次のとおり行なう。

一九六七年七月四日

警察局長 幸 地 長 恵

記

一期 日 一九六七年七月十九日午後二時〇〇分
二場 所 那覇市美栄橋町一の一警察本部保安部交通課

三 被 聴 聞 者 住 所 氏 名

那覇市字二中前一一五 熱 田 富 男
大里村字古堅四七一 銘 苅 進
知念村字海野一二〇 運 天 先 忠
コザ市字安慶田一七四 上 間 善 起

警察局告示第三十五号

風俗営業等取締法第四条の規定による行政処分について、同法第五条に基づく公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九六七年七月四日

警察局長 幸 地 長 恵

一 日 時 一九六七年七月十四日午後一時三〇分開始
二 場 所 那覇市美栄橋町一の一警察本部会議室
三 被 聴 聞 者 の 住 所 氏 名

那覇市字安里四六八番地 伊 波 善 孝
那覇市字安里四八番地 石 原 昌 雄
那覇市牧志町一丁目十七番地 仲 村 春 喜
嘉手納村字嘉手納二七三番地 多和田 真 儀
那覇市字安里三五二番地 池 原 喜 久

私 立 大 学 委 員 会 事 項

私立大学委員会告示第七号

財団法人嘉数学園の組織変更認可について

一九六七年五月十六日付で財団法人嘉数学園理事長嘉数昇から申請のあつ

た、財団法人嘉数学園の学校法人嘉数学園への組織変更認可申請については、一九六七年六月二十日付で申請のとおり認可する。

一九六七年七月四日

私立大学委員会

財団法人沖繩キリスト教学院の組織変更認可について

一九六七年五月十五日付で財団法人沖繩キリスト教学院理事長大森泰夫から申請のあった、財団法人沖繩キリスト教学院の学校法人沖繩キリスト教学院への組織変更認可申請については、一九六七年六月二十日付で申請のとおり認可する。

一九六七年七月四日

私立大学委員会告示第八号

私立大学委員会委員の辞職及び後任任命について

願により島袋正輝委員の辞職を一九六七年一月三十一日付で承認し、その後任委員に平田善吉を私立学校法第九条第二項の規定に基づき、一九六七年二月一日付で任命した。

一九六七年七月四日

行政主席 松岡政保

財団法人嘉数女子学園の組織変更認可について

一九六七年四月三十日付で財団法人嘉数女子学園理事長嘉数律子から申請のあった財団法人嘉数女子学園の学校法人嘉数女子学園への組織変更認可申請については、一九六七年六月二十日付で申請のとおり認可する。

一九六七年七月四日

私立大学委員会

琉球電信電話公社事項

琉球電信電話公社告示第21号

国際電信電話営業規則(1960年7月1日琉球電信電話公社告示第14号)

の一部を次のように改正し、ベルギーおよびデンマークに係る改正は、1967年7月1日から、ノールウェーに係る改正は、1967年9月1日から実施

し、

1967年7月4日

琉球電信電話公社

総裁 新里善福

別表第一の 第一節 一般の国際電報料金中、「Belgium(ベルギー)」、「Denmark(デンマーク)」、「Norway(ノールウェー)」の項を次のように改めます。

着 信 地	一 語 料 金	
	通 信	新 聞
Belgium (ベルギー)	受納料金 .58	受納料金 .16
Denmark (デンマーク)	.57	.16
Norway (ノールウェー)	.57	.16

公 告

地籍図及び地籍簿の閲覧公告

玉城村、嘉手納村(一部)及び石川市(配分地域を除く)の地籍調査を行ない、地籍図及び地籍簿を作成したので、土地調査法第六条第一項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、当該地籍図及び地籍簿は、次のとおり一般の閲覧に供します。

一九六七年七月四日

臨時土地調査庁長 大 嶺 朝 健

一 地籍図及び地籍簿の名称

沖縄県島尻郡玉城村地籍図、地籍簿

沖縄県中頭郡嘉手納村地籍図、地籍簿

沖縄県石川市地籍図、地籍簿

二 閲覧期間

自 一九六七年七月三日
至 一九六七年八月一日
三〇日間

三 閲覧場所

当該市町村役所

四 異議申立

- (1) 閲覧の結果、地籍図及び地籍簿に測量若しくは調査上の誤り、又は規則で定める限度以上の誤差がある場合は、同公告の日から四〇日以内に行政主席に対し、その旨申立をすることができます。
- (2) 異議申立は、書面ですることになっておりますから各自印章を携帯して下す。

肥料取締法(一九五二年立法第四十八号) 第九条の規定により次の肥料の登録の有効期間を更新したので同法第十三条の規定により公告する。

一九六七年七月四日

行政主席 松 岡 政 保

A 一 登録番号 輸第一六一号

二 肥料の名称 二〇、九%副生硫安

三 保証成分量 窒素全量二〇、九%

内アンモニア性窒素二〇、九%

四 輸入業者の住所氏名 琉球肥料株式会社

豊見城村字根差部

社長 仲田 陸男

正 誤

一九六七年六月十六日付公報定期第四十八号登載の「戸籍法施行規則の一部改正をする規則」中次のとおり誤り

ページ	段	行	誤	正
一	下	二六	推定相続の……	推定相続人の……

発行所	総務局渉外広報部文書課
販売所	総務局財務部用度課

— ひかり印刷所 —